

野田市告示第122号

野田市野生動植物の保護に関する条例（平成27年野田市条例第32号。以下「条例」という。）第5条第1項の市長が別に定める野生動植物、同条第3項の市長が別に定める野生動物、同項第1号の市長が別に定める距離及び同項第3号の市長が別に定める野生動物の保護に必要な事項を次のとおり定める。

平成27年6月29日

野田市長 根本 崇

- 1 条例第5条第1項の市長が別に定める野生動植物は、次のとおりとする。
 - (1) 最新の千葉県レッドリスト動物編に掲載されている野生動物であって、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類、甲殻類、多足類及び貝類に属するもの
 - (2) 最新の千葉県レッドリスト植物編に掲載されている野生植物（道路、公園、広場その他の公共の場所に生息又は生育しているものに限る。）
 - (3) やまゆり（道路、公園、広場その他の公共の場所に生息又は生育しているものに限る。）
- 2 条例第5条第3項の市長が別に定める野生動物、同項第1号の市長が別に定める距離及び同項第3号の市長が別に定める野生動物の保護に必要な事項は、次のとおりとする。

野生動物	距離	野生動物の保護に必要な事項
コウノトリ	150メートル（ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。）	<ol style="list-style-type: none">1 餌を与えないこと。2 追いかけないこと。3 脅かさないこと。4 音による誘引をしないこと。5 ストロボ等の光を発しないこと。